

令和 7 年度第 4 回熊谷市地域公共交通会議

運賃協議小委員会

議 案 書

令和 7 年 1 月 8 日

議 事

議案第1号 道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について

道路運送法第9条第4項に基づく協議会の開催を要しない場合の目安となる考え方について

【経緯】

令和5年10月1日以降、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、道路運送法第9条第4項に規定する協議会において協議を行うこととなった。

これまで、当市ゆうゆうバスの様に均一運賃であるコミュニティバスにおいても、停留所の新設や移設を行う際、路線の一部延伸があった場合、新規路線扱いとなるため、その都度、協議会の開催が必要であった。

(例：本年6月協議のくまびあ号の道路工事に伴う長期迂回運行等)

本年7月14日、関東運輸局から各自治体あてに以下のとおり通知があった。

- ・国土交通省物流・自動車局から各運輸局あてに事務連絡発出があった。
- ・内容は、運賃協議会開催に当たっては、関係者の事務手続きの負担が発生しているとの意見があることから、その負担を軽減し、生産性向上を図るため、軽微な事案については、運賃協議会の開催は必ずしも要しないとするもの。
- ・開催を要しない場合の目安となる軽微な事案の例を示すが、運賃協議会ごとに協議の上判断されるべきである。

【今後の取り扱い】

- ・運賃協議会ごとに開催を要しない軽微な事案に位置付けた場合には、当該事案が発生した際、運賃協議会を開催せずとも、「協議が成立しているものと見做す」ものとなる。
- ・開催をしなかった場合（軽微な事案として位置付けた場合）の運賃届に添付する協議書面は、「運賃協議を省略する規定のある協議会要綱」もしくは「運賃協議会の中で開催を要しない軽微な事案と整理された議事録」の添付をもって代えることとする。

⇒当市の場合、当協議会は、熊谷市地域公共交通会議要綱の中に定義をしており、独自の協議会要綱を定めていないため、本小委員会で協議を行い、以降、軽微な案件の運賃届については、協議書面に代えて、「議事録」の添付をすることとした。

⇒また、令和7年8月29日開催の第3回熊谷市地域公共交通会議 運賃協議小委員会で原案の方針のとおりとし、パブリックコメント実施後、改めて決定することとした。

なお、令和7年10月17日から令和7年10月30日まで実施したパブリックコメントで意見はなし。

※参考) 熊谷市地域公共交通会議要綱より抜粋

(小委員会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、また、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等を協議するため、必要に応じ交通会議に小委員会を置くことができる。

2 小委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

ただし、道路運送法第9条第4項に規定する運賃等を協議するために置いた小委員会については、以下のア～エに掲げる者を構成員とする。

ア 熊谷市

イ 当該一般乗合旅客自動車運送事業者

ウ 関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者

エ 熊谷市長が住民の意見を代表する者として指名する者

【熊谷市運賃協議小委員会の開催を要しない軽微な事案】

以下のとおり、決定したい。

(国土交通省物流・自動車局の例示のとおり)

1 均一制運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更が無い場合。

2 毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合

3 工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合

4 新たな決済手段を追加する場合

【適用する路線】

1 ゆうゆうバス

- (1) ほたる号、直実号（国際十王交通株式会社）
- (2) さくら号、グライダー号、ムサシトミヨ号、グライダーワゴン
くまぴあ号（株式会社 協同バス）
- (3) ひまわり号（深谷観光バス株式会社）

2 オンデマンド交通（熊谷構内タクシー株式会社）